

中野区立白桜小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月1日策定

令和3年5月1日改訂

本基本方針は「中野区いじめ防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。ここでいういじめとは、相手の行為により被害の子どもが心身の苦痛を感じたものをいう。「加害の子どもがいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じた場合は全ていじめに該当する。

1 いじめ防止に向けての基本方針

子どもが主役の学校を目指し、道徳の学習活動を充実させる中で「人権尊重」「生命尊重」の精神の醸成を図り、思いやりのあふれる子どもを育む。また、学校生活全体で子ども主体の教育活動を充実させ、児童相互の関わりの中で相手のことを思いやり、相手の立場に立って考えることのできる児童、いじめを許さない児童を育成する。学校全体で児童一人ひとりのよさを多面的・総合的にとらえることを重視した児童理解に努め、全ての教職員が子どもの不安や悩みを受け止め、いじめを含めた友達とのトラブルの未然防止、早期発見、早期対応を図り、子どもたちが安心して生活できる学校生活を実現する。そのために、いじめには組織的に対応するとともに、教員の指導力の向上に努め、保護者や地域、関係諸機関とも共通理解や連携を図るようとする。

2 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止のため、学校いじめ対策委員会を設置する。校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。

3 教育委員会や関連機関等との連携

- (1) 「いじめ」と思われる事案が発生した場合には、速やかに中野区教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に被害が生じた場合、関連機関と密接に連携し、組織的な対応を進める。
- (3) いじめの内容や、被害の程度によっては所轄警察署と連携して対応する。

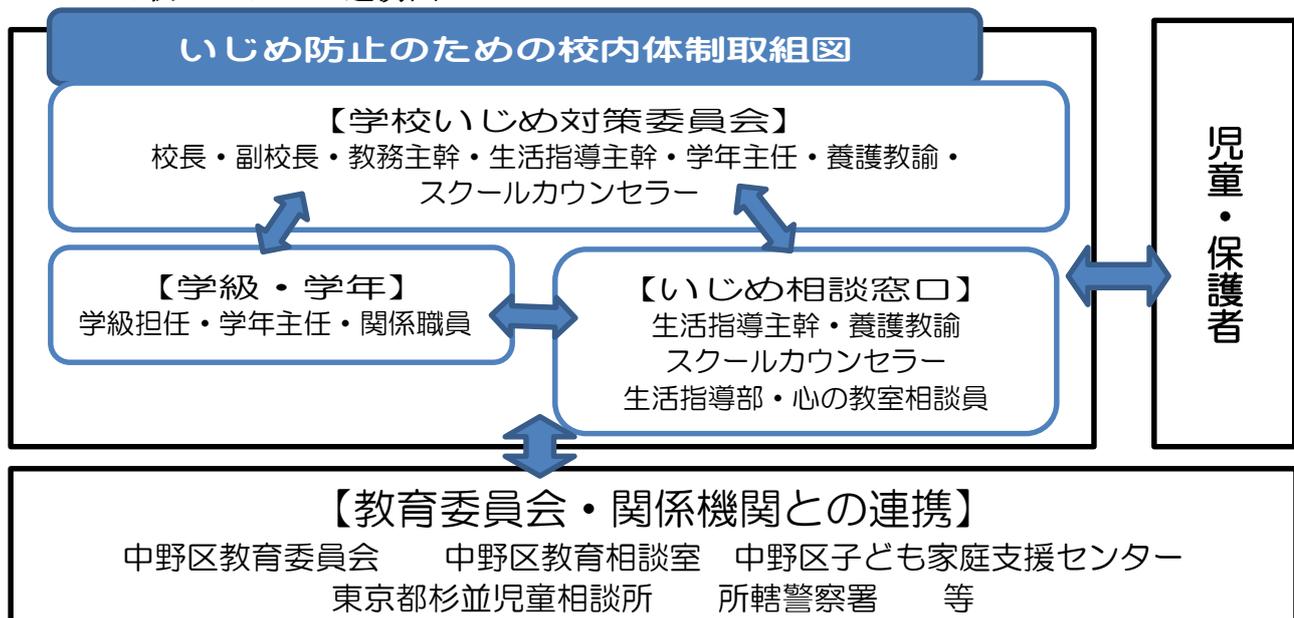
野方警察署・・・03-3386-0110（生活安全課少年係）

中野警察署・・・03-3366-0110（生活安全課少年係）

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に必ず事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に伝える。

5 いじめ防止のための連携図



6 未然防止のための取組

子どもが安心して生活できる学校づくり

(1) 子どもが主役の学校づくり

あいさつや言葉づかいや集団生活におけるルールやマナーなど基本的な生活習慣の習得を柱とし、子どもと心を通わせる学級・学年経営を行い、相手のことを考えながら行動できる子どもを育成する。

(2) 分かる授業の積み重ね

問題解決の過程を大切に学習を取り入れ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する確かな学力を身に付けさせ、一人ひとりの学びの状況に応じた分かる授業を展開する。

(3) 人権意識、規範意識の育成

道徳教育や特別活動などの学習活動の充実を図り、人権尊重・生命尊重の精神の醸成を図り、思いやりのあふれる子どもを育む。

(4) 児童と教師の信頼関係の構築

毎日の学校生活の中で、児童理解に努め、困ったことをすぐに相談できる信頼関係をどの児童とも築けるような学級経営を行う。

(5) 情報モラル教育の推進

SNS上を介して行われるいじめに対して、情報収集や対応に努めるとともに、その重大性を理解させるなど、情報モラル教育の充実を図る。また、保護者参加型の情報安全教室を年1回以上開催する。

いじめへの組織的対応と教員のいじめ防止のための指導

(1) 年間3回以上の研修の実施

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

(3) 学校いじめ対策委員会を定期的で開催（年4回）する。緊急時には必要に応じて臨時会を開催する。

4月	第1回 学校いじめ対策委員会発足
6月	第2回 学校いじめ対策委員会… 6月期アンケートの結果等の分析
11月	第3回 学校いじめ対策委員会… 11月期アンケートの結果等の分析
2月	第4回 学校いじめ対策委員会… 2月期アンケートの結果等の分析

いじめを許さない児童の育成

全校児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、傍観者にならず教員への相談や報告をすることの大切さなどを、朝会や授業、学校生活全般で伝え、子どもが「いじめは許されないことである」ということを理解し、行動できるようにする。年間3回の「スマイルプロジェクト」週間において、各学級でいじめを無くし、みんなが気持ちよく過ごすためのスローガンや具体的な取組を児童会を中心に話し合い、全校で取り組む。

(1) 互いに認め合える学級づくり

子どもたち一人ひとりが自分の考えを伝えられ、互いの考えを認め合える学級経営を行う。

(2) 子どもたち自身の言葉によるルールづくり

子どもたちが自分の問題としていじめを捉え、未然防止に向けて行動できるように児童会でスマイルプロジェクトを実施したり、SNS東京ルールを基にした、白桜SNSルールを決めたりする。

(3) いじめをしない、させない、見逃さない態度を育み、主体的に考えられる子どもの育成

全ての学年で年3回以上、特別な教科道徳や学級活動などの学習活動全般を通して、いじめに関する授業を計画的に行う。

保護者、地域、関係諸機関との共通理解

「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、周知する。また、学校便りの配布や道徳地区公開講座、セーフティ教室、保護者会等を通して、学校いじめ対策委員会の役割やはたらきについて伝えていく。

7 いじめの早期発見・対応のための取組の推進

早期発見

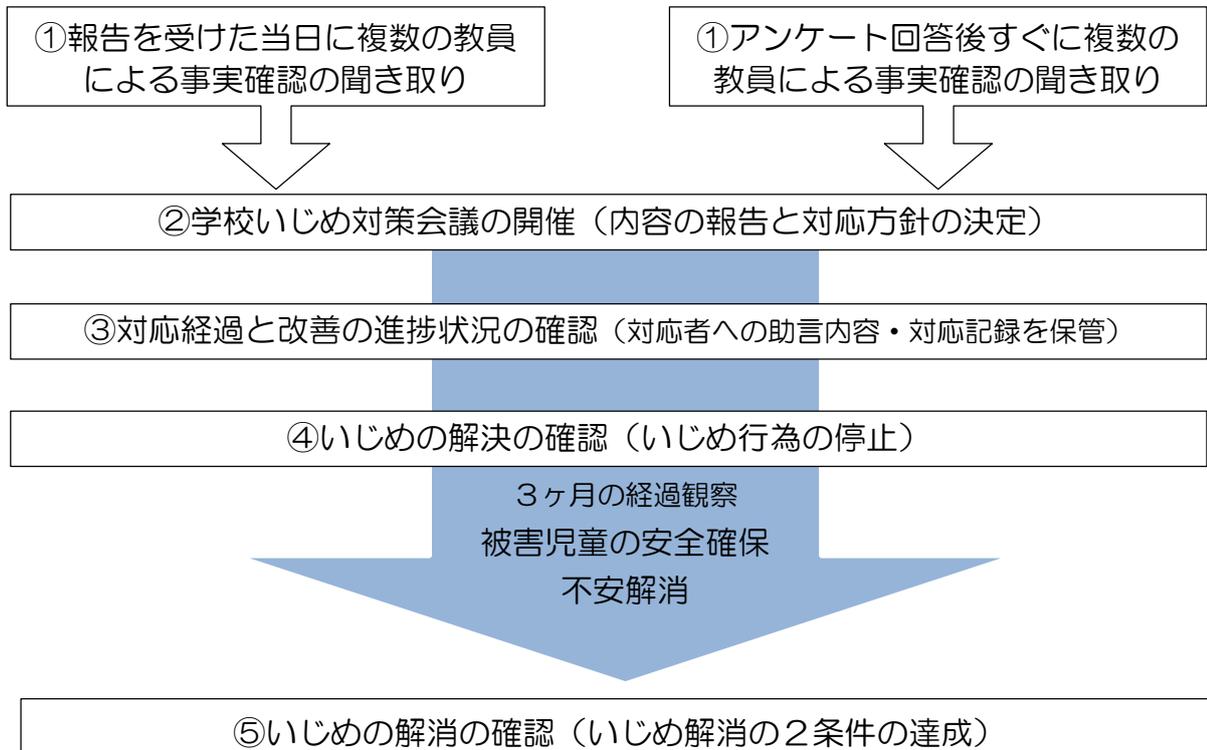
- ・いじめの定義に関する共通理解をする。
- ・学級担任による児童への日常的な声かけと様子の観察と、保護者との個人面談を行う。
- ・年間3回の「いじめアンケート」を実施する。年度当初のアンケートについては保護者も実施する。
- ・長期休業明けなど、学校再開の時期に合わせたアンケートや、学級での子どもの状態を見取るアセスメントアンケートを実施する。
- ・休み時間などの巡回と毎週金曜日の生活指導夕会における情報共有の徹底をする。
- ・子どもや保護者への相談体制の周知や「相談ホットライン」の配布をする。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。(5年生)

早期対応

(1) いじめの把握と対応

《児童・保護者などからの報告で把握した場合》

《児童・保護者のアンケートから把握した場合》



いじめを把握した際は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者に対し、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針等の情報提供および支援を行うようにする。また、加害児童とその保護者にも、これまでの経緯並びに学校の指導及び今後の加害児童への支援方針を説明する。教員立ち合いで謝罪の場を設定するなどして、いじめに当たる行為が停止した状態をいじめの解決とする。ただし、いじめの解消については、中野区いじめ防止基本方針の2条件を満たさねばならない。

(2) いじめ解消の2条件…中野区いじめ防止基本方針より

①いじめに係る行為の解消

学校がいじめの訴えがあった事案について解決したと判断した日から、いじめを受けた児童等に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が3ヶ月程度継続していること。

②いじめを受けた児童等が心身の苦痛を受けていないこと

いじめを受けた児童など本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

9 いじめの重大事態への対処の取組

いじめ防止対策推進法第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態発生の報告・対応

学校いじめ対策委員会で重大事態発生を確認した場合、直ちに中野区教育委員会に報告するとともに、法第28条第1項に基づき、同項に規定する組織を設け、同項に規定する調査を行う。また、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を区長に報告する。

被害児童の安全の確保、不安解消の支援

- ・被害児童が二度といじめを受けることのないように、全教職員で登校から下校までの見守り体制をつくり、児童の安全を確保する。
- ・被害児童の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで継続的な支援を続ける。
- ・保護者へ調査結果等の情報を提供し、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について説明する。

加害児童の更生に向けた指導、支援

- ・複数の教員で役割分担をして加害児童に対して、毅然とした態度でいじめはゆるされないということを指導し、同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築する。
- ・保護者に説明し、学校と家庭が協力して、複数回の面談の機会を設け、加害児童の経過を観察しつつ、更生に向けた指導の方向性を共通理解する。

10 保護者・地域との協力

保護者の方に協力いただくこと

- ・道徳地区公開講座への参加（意見交換会での対話）
- ・いじめアンケートへの回答
- ・保護者会、個人面談での情報交換
- ・学校いじめ防止基本方針の理解

地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の理解
- ・民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、地域等からの情報提供
- ・警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等からの情報提供
- ・キッズプラザ、学童クラブ職員等からの情報提供